

令和8年度
東京外かく環状道路
杉並区～練馬区間家屋事前調査

特 記 仕 様 書

令和8年7月

東日本高速道路株式会社
関東支社 東京外環工事事務所

第1章 総則

1-1 調査等概要

1-1-1 調査等名

令和8年度 東京外かく環状道路 杉並区～練馬区間家屋事前調査

1-1-2 路線名

関越自動車道 新潟線

1-1-3 履行箇所

自) 東京都杉並区久我山 (S T A. 8 6 + 2 5)

至) 東京都練馬区大泉町 (S T A. 1 6 4 + 5 9)

1-1-4 主な履行内容

内訳書の項目	数 量	備 考
現地踏査	1 式	
調査事前説明	1 0 4 件	
家屋事前調査 木造建物	3 1 棟	
家屋事前調査 非木造建物	5 棟	
家屋事前調査 区分所有建物等	6 5 戸	
家屋事前調査 工作物	4 2 箇所	
打合せ	1 式	

1-2 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する仕様書は「調査等共通仕様書（令和7年7月版）」（以下「共通仕様書」という。）及び「用地関係調査仕様書（令和6年10月）」とする。

1-3 調査実施者の資格要件

調査の実施にあたって、調査実施体制が複数となる場合は、次表に示す要件に該当する者をそれぞれ1名以上配置して調査しなければならない。

なお、調査実施者の資格要件が確認できる資料を作業計画書に添付するものとする。

業 務	要 件
事業損失関係調査	次に示す①～⑤のいずれかの技術者資格を有する者であること。 ① 事業損失関係調査の業務に関して7年以上の実務経験を有する者 ② 補償業務管理士 事業損失部門 ③ 補償業務管理士 物件部門 ④ 一級建築士 ⑤ 二級建築士 ※上記の資格について、現在の資格名称等（部門名称等を含む。以下同じ。）と過去の資格名称等が異なる場合は、当該資格の認定機関にて資格名称等の内容に相異が無いことが確認できること。

1-4 履行期間

本業務は、共通仕様書 1-1-3「着手日等」の規定によらず、受注者の円滑な業務執行体制の確保を図るため、事前に技術者確保等の準備を行うことができる全体履行期間及び余裕期間を設定した業務であり、発注者が示した全体履行期間内（業務完了期限までの間）で、受注者が業務の始期（業務着手日）及び終期（業務完了日）を任意に設定することができる。なお、契約上の履行期間は、契約保証取得の日の翌日から受注者が設定した業務の終期までの期間とする。

余裕期間内は、管理技術者、照査技術者又は現場作業責任者を設置することを要しない。また、業務着手以外の業務のための準備を行うことができるが、現地踏査や打合せを行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、落札者決定から 10 日以内に、履行期間通知書（様式-1）により、業務の始期及び終期を発注者へ通知しなければならない。

余裕期間（業務着手期限）：契約保証取得の日の翌日から 60 日間（まで）

1-5 計画工程表

1-5-1 計画工程表の記載事項

受注者は、共通仕様書 1-1-4-1「作業計画書の提出」に示す作業計画書の計画工程表の作成にあたっては、下表に示すごとに作業完了時期を明示し提出するものとする。

受注者は、完了時期の明示にあたって、発注者又は監督員が行う協議や共通仕様書 1-2-2「打合せ」に規定する打合せの実施時期についても十分検討し、計画工程表に記載するものとする。

種別	項目	数 量	備 考
家屋事前調査	・ 現地踏査	1 式	
	・ 調査事前説明	104 件	
	・ 家屋事前調査 木造建物	31 棟	
	非木造建物	5 棟	
	区分所有建物等	65 戸	
	工作物	42 箇所	
	・ 調査等結果報告書の配布	1 式	

1-5-2 計画工程表に基づく作業状況の報告

受注者は共通仕様書 1-2-2「打合せ」に規定する打合せの実施時に、作業の実施状況を計画工程表に記載した上で監督員に報告をするとともに、共通仕様書様式第 1-4 号「調査等打合簿」に添付するものとする。

なお、受注者は前項で規定した完了時期が著しく変更となる場合は、共通仕様書 1-1-4-3「変更作業計画書」に基づき変更計画工程表を監督員に提出するものとする。

1-5-3 調査完了時期について

本業務は、下表に示す調査完了時期までに調査を行うものとする。

また、調査完了時期とは、調査等結果報告書の配布完了までをいう。

種別	箇所（世帯数）	調査完了時期
家屋事前調査	① 東京都武蔵野市吉祥寺南町（約 100 世帯）	令和 9 年 6 月上旬頃

なお、受注者に責がなくやむを得ず変更が必要な場合は、別途監督員と協議するものとする。

1－6 部分使用

共通仕様書 1－3 6「部分使用」の規定に基づき部分使用する箇所及びその使用開始時期は、次表のとおりとする。

部分使用内容	使用開始時期	使用理由
調査等結果報告書	令和 9 年 5 月上旬頃	所有者への調査等結果報告書を配布する必要があるため

1－7 調査等打合簿の作成及び提出について

受注者による共通仕様書 1－2 2「打合せ」に規定する調査等打合簿の監督員への提出は、打合せ後 7 日以内（休日等を除く）に監督員に提出するものとする。

また、監督員は受注者より提出のあった調査等打合簿を受領後 7 日以内（休日等を除く）に受注者へ返送するものとする。

1－8 履行上の義務

受注者は、本業務の実施にあたって、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 本業務で知り得た建物等の所有者（以下「所有者」という）の事情及び成果品の内容は、他に漏らしてはならない。
- (2) 本業務は、所有者の財産に関するものであり、損害等の有無の立証及び費用負担額算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。また、実施にあたっては所有者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。
- (3) 所有者から要望等があったときには、十分にその意向を把握したうえで、速やかに監督員に報告し、指示を受けなければならない。

1－9 土地への立入り

- (1) 受注者は、所有者が占有する土地に立ち入ろうとするときは、あらかじめ、監督員と緊密な連絡をとらなければならない。
- (2) 受注者は、所有者より調査の同意が得られたものにあつては、立入りの日及び時間を、事前に監督員へメール等により連絡するものとする。
- (3) 受注者は、本業務を行うために土地の立入り調査を行う場合には、所有者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを得ることができないときは、あらかじめ、所有者の了解を得るものとする。

1－10 身分証明書の携帯

受注者は、身分証明書（様式第 1 号）交付を受けた場合は、速やかに身分証明書受領書（様式第 2 号）を提出するものとし、調査完了後に身分証明書返納書（様式第 3 号）を添えて、速やかに監督員に返却するものとする。

また、所有者から身分証明書の提示の請求があった場合は、交付を受けた身分証明書を提示するものとする。

1－1 1 業務週報の作成及び提出

受注者は、監督員の指示事項、作業内容等を業務週報（様式第4号）に記載するものとする。

なお、監督員が提出を求めた場合は、速やかに応じるものとする。

1－1 2 その他

共通仕様書1－4 4「情報の作成」、1－4 5「電子証明書の取得」、1－4 6－3「電子納品」、1－4 6－4「電子納品チェックシステム」については、適用しないものとする。

第2章 細部に関する事項

2-1 家屋事前調査

2-1-1 業務の内容

本業務は、東京外かく環状道路（関越～東名）の事業により、建物その他の工作物に損害等が発生した場合に迅速かつ的確に対応するため、工事の着手に先立ち、起業地及びその周辺地域において建物等の配置及び状況について調査を行うことをいう。

2-1-2 現地踏査

現地踏査は、本業務の着手に先立ち、建物及び工作物（以下「建物等」という）の概況を把握することをいう。

2-1-3 調査事前説明

調査事前説明とは、調査に先立ち、受注者が所有者へ調査実施の同意を得るために、調査について説明を行うことをいう。

また、説明を行う際に合わせて井戸及び地下室の有無について確認を行うものとする。

なお、所有者の同意が得られない場合は、その理由を付して速やかに監督員に報告し、指示を受けるものとする。

2-1-4 家屋調査の区分

本業務の調査区分は、表2-1、2-2、2-3に基づくものとする。

なお、所有者の申し出等により調査面積及び調査内容の変更又は建物の追加が必要となった場合には速やかに監督員に報告するものとする。これについて監督員が変更を指示した場合は、その指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議し定めるものとする。

（表2-1 建物の判断基準）

区 分	判断基準
木造建物	主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）が主として、木材によって建築されている建物
非木造建物	主要構造部が主として、木材以外の材料によって建築されている建物（鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、石造、コンクリートブロック造等）
区分所有建物等	1棟が複数の区分所有者または借家人によって集合住宅となっている建物
工作物	駐車場（月極駐車場等）や店舗・工場等の大規模敷地内の一部の門、塀、その他人工的に製作された構造物等

(表 2－2 木造建物、非木造建物の用途による区分)

区 分	用途による区分
木造建物 A	専用住宅、併用住宅、店舗、医院、診療所、共同住宅（アパート）、寄宿舍、その他これらに類するもの。
非木造建物イ	店舗、事務所、病院、学校、マンション、アパート、住宅、その他これらに類するもの。

(表 2－3 調査規模による単価表の区分)

区 分	単位	調査規模
木造建物 A－1	棟	建物延べ面積 70 m ² 未満
木造建物 A－2	棟	建物延べ面積 70 m ² 以上 130 m ² 未満
木造建物 A－3	棟	建物延べ面積 130 m ² 以上 200 m ² 未満
木造建物 A－4	棟	建物延べ面積 200 m ² 以上 300 m ² 未満
非木造建物イ－1	棟	建物延べ面積 200 m ² 未満
非木造建物イ－2	棟	建物延べ面積 200 m ² 以上 400 m ² 未満
非木造建物イ－3	棟	建物延べ面積 400 m ² 以上 600 m ² 未満
区分所有建物等Ⅰ	戸	面積 35 m ² 未満
区分所有建物等Ⅱ	戸	面積 35 m ² 以上 65 m ² 未満
区分所有建物等Ⅲ	戸	面積 65 m ² 以上 100 m ² 未満
区分所有建物等Ⅳ	戸	面積 100 m ² 以上 150 m ² 未満
工作物Ⅰ	箇所	延べ面積 100 m ² 未満
工作物Ⅱ	箇所	延べ面積 100 m ² 以上 300 m ² 未満
工作物Ⅲ	箇所	延べ面積 300 m ² 以上 630 m ² 未満

2－1－5 家屋調査における一般事項

本業務の実施にあたっては、調査区域内に存する建物等につき、建物の所有者ごとに次の事項について調査を行うものとする。

- (1) 建物の敷地ごとに建物等（建物以外の工作物については主たるもの）の敷地内の位置関係
- (2) 実測による間取り平面及び立面
- (3) 建物等の所在及び地番並びに所有者の氏名及び住所

現地踏査において所有者の氏名及び住所が確認できないときは、必要に応じて登記事項証明書を請求するなどの方法により調査を行う。

- (4) 家屋の所有者による立会い

受注者は、建物等への立入り調査時に、各所有者へ建物等の立会確認書（様式第 5 号）に記名、押印を求め、受領した書面を監督員に提出するものとする。

2-1-6 数量等の処理

(1) 建物等の計測

- 1) 建物等の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）までとする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なもの、この限りではない。
- 2) 建物等の面積に係る計測は、柱又は壁の中心間で行うものとする。
- 3) 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、ミリメートル単位とする。

(2) 図面等に表示する数値及び面積計算

- 1) 建物等の調査図面に表示する数値は、前項(1)の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。
- 2) 建物等の面積計算は、上記前項1)で記入した数値をメートル単位により小数点以下第4位まで算出し、小数点以下第2位（小数点以下第3位切捨て）までの数値を求めるものとする。
- 3) 建物の延べ床面積は、上記前項2)で算出した各階別の小数点以下第2位までの数値を合計した数値とする。
- 4) 1棟の建物が2以上の用途に使用されているときは、用途別の面積を上記2)、3)の定めるところにより算出するものとする。

2-1-7 損傷調査

(1) 受注者は、当該建物等の既存の損傷個所の調査を行うものとし、次の部位別に行うものとする。

- | | | | |
|-------|------|-------|------|
| ① 基礎 | ② 軸部 | ③ 開口部 | ④ 床 |
| ⑤ 天井 | ⑥ 内壁 | ⑦ 外壁 | ⑧ 屋根 |
| ⑨ 水回り | ⑩ 外構 | ⑪ その他 | |

(2) 基礎についての調査は、次のとおり行うものとする。

- 1) 建物の全体又は一部の傾斜若しくは沈下の状況を把握するため、当該建物基礎の四方向を水準測量で計測する。この場合において、事後調査の基準点とするため、沈下等の恐れのない堅固な物件を定め併せて計測を行う。
- 2) コンクリート布基礎等に亀裂等が生じているときは、発生箇所及び状況（大きさ）を計測する。
- 3) 基礎のモルタル塗り部分に剥離又は浮き上がりが生じているときは、発生箇所及び状況（大きさ）を計測する。
- 4) 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。

(3) 軸部（柱及び敷居）についての調査は、次のとおり行うものとする。

- 1) すべての傾斜の程度を傾斜計で計測する。
- 2) 柱の傾斜の計測位置は、直交する二方向の床（敷居）から1メートルの高さの点とする。
- 3) 敷居の傾斜の計測は、柱から1メートル離れた点とする。
- 4) 計測の単位は、ミリメートルとする。

(4) 開口部（建具等）についての調査は、次のとおり行うものとする。

- 1) 当該建物で建付不良となっている数量調査を行った後、不良箇所すべてを計測する。
- 2) 計測箇所は、柱又は窓枠と建具との隙間の最大値の点とする。

- 3) 建具の開閉が滑らかに行えないもの又は開閉不能及び施錠不良が生じているものは、その程度と数量をとりまとめるものとする。
- 4) 計測の単位は、ミリメートルとする。
- (5) 床についての調査は、次のとおり行うものとする。
 - 1) えん甲板張り等の居室（畳敷の居室を除く）について、気泡水準器で直行する二方向の傾斜を計測する。
 - 2) 床仕上げ材に亀裂、縁切れ若しくは剥離又は破損が生じているときは、それらの箇所及び状況（最大値、長さ又は大きさ）を計測する。
 - 3) 束又は大引、根太等床材に緩みが生じているときは、その程度を調査する。
 - 4) 計測の単位は、幅についてミリメートル、長さ及び大きさについてはセンチメートルとする。
- (6) 天井に亀裂、縁切れ、雨漏れ等のシミ等が発生しているときは、内壁の調査に準じて調査を行うものとする。
- (7) 内壁にちり切れ（柱及び内法材と壁との分離）が発生しているときは、次のとおり調査を行うものとする。
 - 1) すべてのちり切れを計測する。
 - 2) 計測の単位は、幅についてミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。
- (8) 内壁に亀裂が発生しているときは、次のとおり調査を行うものとする。
 - 1) すべての亀裂を計測する（最大幅、長さ及び分岐点幅）。
 - 2) 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。
 - 3) 亀裂が壁一面に多数発生しているときは、その状態をスケッチする。また、壁面に雨漏れ等のシミが発生しているときは、その形状及び大きさを調査する。
- (9) 外壁に亀裂等が発生しているときは、次のとおり調査を行うものとする。
 - 1) 四方向の立面に生じている亀裂等の数量、形状等をスケッチするとともに、一方向の最大亀裂から2箇所程度を計測する。
 - 2) 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。
- (10) 屋根（庇、雨樋を含む）に亀裂又は破損等が発生しているときの調査は、当該建物の屋根伏図を作成し、次により行うものとする。
 - 1) 仕上げ材ごとに、その損傷の程度を計測する。
 - 2) 計測の単位は、センチメートルとする。ただし、亀裂等の幅についてはミリメートルとする。
- (11) 水回り（浴槽、台所、洗面所等）に亀裂、破損、漏水等が発生しているときは、次のとおり調査を行うものとする。
 - 1) 浴槽、台所、洗面所等の床、腰、壁面のタイル張り等に亀裂、剥離、目地切れ等の調査は、内壁の調査に準じるものとする。
 - 2) 給水、排水等の配管に緩み、漏水等が視認されるときは、その状況等を調査する。
- (12) 外構（テラス、コンクリート叩き、ベランダ、犬走り、池、浄化槽、門柱、塀、擁壁等の屋外工作物）に損傷が発生しているときは、前項に準じて、その状況等の調査を行うものとする。
- (13) その他、私道等がある場合は、排水溝等の損傷及び路面の亀裂や沈下等の状況について調査するものとする。

2-1-8 写真撮影

本特記仕様書 2-1-7「損傷調査」に規定する建物等の各部位の調査にあたっては、次のとおり写真撮影を行うものとする。

なお、写真撮影が困難な箇所又はスケッチによることが適当と認められる箇所については、スケッチによることができるものとする。

- 1) 修正、書き込み、削除等の防止措置がされたSDカード（デジタルカメラ対応改ざん防止メディアを使用する場合に限る。）を使用する。
- 2) 家屋調査時においては、損傷の有無にかかわらず、原則として、次の箇所を撮影する。
 - ① 四方からの外部及び屋根
 - ② 各室
- 3) 本特記仕様書 2-1-7「損傷調査」の調査において計測する箇所は、撮影対象箇所を指示棒等により指示し、次の事項を明示した黒板等と同時に撮影する。
 - ① 調査番号、建物番号及び建物等所有者の氏名
 - ② 損傷名及び損傷の程度（計測）
 - ③ 撮影年月日、撮影番号及び撮影対象箇所

2-1-9 家屋調査書等の作成

（1）家屋調査書等の項目

受注者は、次の調査書及び図面等を作成するものとする。

- 1) 調査区域位置図
- 2) 調査区域平面図
- 3) 建物等調査一覧表（様式第8号）
- 4) 建物等調査書（平面図、立面図等）（様式第9号）
- 5) 損傷調査書（様式第10号）
- 6) 写真集（様式第11号）

（2）家屋調査書及び図面

- 1) 調査区域位置図の縮尺は、5,000分の1又は10,000分の1程度とする。
- 2) 調査区域平面図は、調査区域内の建物等の配置を示す平面図で次により作成するものとする。
 - ① 調査を実施した建物等については、建物等調査一覧表で付した調査番号及び建物番号を記載し、建物の構造別に色分けし、建物の外枠（外壁）を着色する。この場合の構造物色分けは、木造建物を赤色、非木造を緑色とする。
 - ② 縮尺は、500分の1又は1,000分の1程度とする。
- 3) 建物等調査一覧表は、調査を実施した建物等について、調査番号、建物番号（同一所有者が2棟以上の建物を有している場合）の順に建物の所在、地番及び所有者並びに建物の概要等必要な事項を記入する。また工作物に損傷があった場合には、建物に準じて記入する。
- 4) 建物等調査書（平面図、立面図等）は、本特記仕様書 2-1-7「損傷調査」の結果を基に、建物等ごとに次により作成するものとする。

- ①建物等平面図は、縮尺１００分の１で作成し、写真撮影を行った位置を表示するとともに建物延べ面積及び各階別の面積並びにこれらの計算式を記入する。
 - ②建物等立面図は、縮尺１００分の１で作成し、原則として四面（東西南北）作成するとともに、外壁の亀裂等の損傷位置を記入する。
 - ③その他調査図（基礎伏図、屋根伏図及び展開図）は、発生している損傷を表示する必要がある場合に作成し、縮尺は１００分の１又は１０分の１程度とする。この場合において写真撮影が困難であり、又は詳細（スケッチ）図を作成することが適当であると認めたものについては、スケッチによる調査図を作成する。
- ５）損傷調査書は、本特記仕様書２－１－７「損傷調査」の結果に基づき、建物等ごとに建物等の所有者、建物の各室の名称及び損傷の状況を記載して作成するものとする。損傷の状況については、家屋調査欄に損傷の状況（亀裂、沈下、傾斜等）及び程度（幅、長さ及び箇所数）を記載する。
- ６）写真集は本特記仕様書２－１－８「写真撮影」で撮影した写真をカラー添付し、ファイルする。
- ７）図面はＣＡＤデータで作成するものとし、報告書（電子データ）に含め提出するものとする。

２－１－１０ 調査等結果報告書

（１）調査等結果報告書の仕様

調査等結果報告書の仕様は次のとおりとする。

項 目	規格・仕様
ファイル	A４、ペーパーファイル若しくはパイプファイル
報告書	家屋調査書１式 A４（図面は建物の規格によってはA０、A１、A２、A３サイズ）

（２）調査等結果報告書の配布

受注者は、部分使用検査合格後に、所有者へ調査等結果報告書の内容を説明し、配布するものとする。なお、所有者へ確認の証として確認書（様式第６号）及び配布の証として受領書（様式第７号）に記名・押印を求め、受領した書面の正を監督員に提出するものとし、写しを所有者へ渡すものとする。

２－１－１１ 打合せ

本業務における打合せの回数は、部分使用検査及び業務内容確認検査等を含め、５回とする。打合せの検測数量は１式とし、履行状況により打合せ回数が増減した場合、費用の変更は別途協議により行うこととする。打合せ場所は、次のとおりとする。

- ① 業務内容確認検査：東日本高速道路株式会社 関東支社
- ② それ以外の打合せ：東日本高速道路株式会社 関東支社 東京外環工事事務所

2-1-1-2 材料費等

材料費等は、家屋事前調査を実施するに当たって必要な材料等の費用とし、補償コンサルタント登録規定（昭和 59 年 9 月 21 日建設省告示第 1341 号）第 7 条に定める完成業務原価報告書科目のうちトレース印刷費（図面、報告書等の完成品作成のためのトレース、浄書等及び印刷、陽画焼付、製本、写真代）及び消耗品費（調査等の業務に係って必要となる用紙、ファイル、フィルム等の購入費）をいう。

2-1-1-3 交通費・宿泊費

技術業務直接経費に関する交通費・宿泊費には、打合せ、現地踏査、調査事前説明、家屋事前調査に必要な交通費・宿泊費を含むものとする。なお、業務に大幅な変更が生じた場合、交通費・宿泊費の増減に伴う費用については、別途監督員と協議するものとする。

2-2 成果品

2-2-1 成果品

報告書の表紙は黒色とし金文字製本とする。

2-2-2 成果品の提出部数

成果品の提出部は、共通仕様書 1-4-6-5 「標準提出部数」によらず、次のとおりとする。

項 目	監督員	備 考
報告書（紙）	1 部	所有者への配布部数は除く
報告書（電子データ）	1 部	報告書（紙）の巻末に添付 写真撮影に用いた SD カードを添付 図面の CAD データ含む

2-2-3 成果品の内容

成果品の内容は以下のとおりとする。

項 目	内 容
報告書	業務週報
	建物等の立会確認書
	確認書・受領書
	家屋調査書（1 式）

2-3 補足事項

下記に示す事項については、地元状況により変更又は追加する場合がある。この場合、これに要する費用などについては、別途協議するものとする。

- ・調査業務等の内容及び数量の変更及び追加

以 上

表	
第 号	
身 分 証 明 書	
受注者名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏 名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
生年月日	昭和〇年〇月〇日生
右の者は、調査等請負契約書に基づき、家屋事前調査等の業務に従事する者であることを証明する。	
調 査 期 間	自 令和〇年〇月〇日
	至 令和〇年〇月〇日
発行年月日	令和〇年〇月〇日
発 行 者	発注者名
	〇〇支社
	〇〇工事事務所長
	印

裏	
注意事項	
一	家屋事前調査等にあたっては、本証を携帯し、権利者等から請求があったときは提示すること。
二	家屋事前調査等で知り得た権利者の事情及び成果品の内容を他に漏らさないこと。
三	家屋事前調査等が権利者の財産に関するものであり、補償の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行なうことはもとより、権利者に不信の念を抱かせる行為は慎むこと。
四	当該家屋事前調査等に従事しなくなったときは、速やかに返納すること。
五	本証を紛失又は毀損したときは、速やかに発行者に連絡すること。

様式第2号

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 支社
事務所
所 長 殿

受注者
住 所
会社名
代表者

印

身 分 証 明 書 受 領 書

(調査等名)

令和 年 月 日付けで締結した標記業務の履行に伴い、下記の者に対する身分証明書を受領しました。

記

履行期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日

[illegible]

様式第3号

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 支社
事務所
所 長 殿

受注者
住 所
会社名
代表者

印

身分証明書返納書

(調査等名)

令和 年 月 日付けで締結した標記業務の履行に伴い、令和 年 月 日付けで交付を受けた下記の者に対する身分証明書を別添のとおり返納します。

記

履行期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日

[illegible]

業 務 週 報

業 務 の 名 称			
履 行 期 間		自) 令和 年 月 日	至) 令和 年 月 日
		業 務 及 び そ の 内 容 等	
令和 年 月 日 ()	指 示 事 項 :		
	作業内容等 :		
	調査等の箇所		
令和 年 月 日 ()	指 示 事 項 :		
	作業内容等 :		
	調査等の箇所		
令和 年 月 日 ()	指 示 事 項 :		
	作業内容等 :		
	調査等の箇所		
令和 年 月 日 ()	指 示 事 項 :		
	作業内容等 :		
	調査等の箇所		
令和 年 月 日 ()	指 示 事 項 :		
	作業内容等 :		
	調査等の箇所		
令和 年 月 日 ()	指 示 事 項 :		
	作業内容等 :		
	調査等の箇所		
令和 年 月 日 ()	指 示 事 項 :		
	作業内容等 :		
	調査等の箇所		
令和 年 月 日 ()	指 示 事 項 :		
	作業内容等 :		
	調査等の箇所		
特 記 事 項			

令和 年 月 日

建 物 等 の 立 会 確 認 書

東日本高速道路株式会社
支社
事務所
所 長 殿

(建物所有者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(建物占有者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

下記建物等について、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の工事に伴う建物等の事前調査に立会いました。

記

建物表示 (建物番号)

所 在 地

種 類

構 造

以 上

No. _____

確 認 書

東日本高速道路株式会社 支社
事務所
所 長 _____ 殿

東日本高速道路株式会社の施工する〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の工事に先立ち、令和 年 月 日に実施した私所有建物等の事前調査を立会のうえ実施し、その調査結果は報告書のとおりであることを確認しました。

令和 年 月 日

(建物所有者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

No. _____

受 領 書

東日本高速道路株式会社 支社
事務所
所 長 _____ 殿

東日本高速道路株式会社の施工する〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の工事に先立ち、令和 年 月 日に実施した私所有建物等の事前調査の報告書を受領しました。

令和 年 月 日

(建物所有者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

建物等調査書 (平面図、立面図等)

調査番号	建物番号	
所有者		
工 種	建物等の概要	
	調 査 結 果	
基 礎		
屋 根		
外 壁		
内 壁		
天 井		
床		
経過年数		
用 途		

調 査 結 果

調 査 年 月 日

調 査 者

年 月 日

印

注 用紙の大きさは、原則として日本工業規格 A 列 3 判横とする。

撮影番号
撮影対象箇所 及び損傷名

撮影番号
撮影対象箇所 及び損傷名

撮影番号
撮影対象箇所 及び損傷名

注 用紙の大きさは、原則として日本工業規格A列4判縦とする。

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 支社（事務所）
支社長（所長） 殿

住所
会社名
代表者

履行期間通知書

（調査等名）

標記について、発注者が示した全体履行期間内において業務の始期と終期を設定しましたので、通知します。

記

1. 契約保証取得の日

令和 年 月 日

2－1. 発注者が設定した全体履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 （ 日間）

（1. 契約保証取得の日の翌日）

2－2. 発注者が設定した余裕期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 （ 日間）

（1. 契約保証取得の日の翌日）

3－1. 受注者が設定した業務の始期

令和 年 月 日

3－2. 受注者が設定した業務の終期

令和 年 月 日

3－3. 契約上の履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 （ 日間）

（1. 契約保証取得の日の翌日）

（3－2. 受注者が設定した業務の終期）

以 上